

○有料化の目的

(1) ごみの減量化とリサイクルの推進

- ・有料化により、ごみ処分手数料が新たに生じるため、資源ごみの再資源化率を高める経済的な動機づけを行い、ごみの減量化とリサイクルの推進をしたいため。
- ・南三陸町一般廃棄物処理基本計画（P-26）における平成32年度資源化率達成目標は約42%としており、目標を達成する手段として推進したいため。

(2) ごみ処理費用の負担の公平性

- ・税金で一律にごみ処理をする方式だと、たくさんごみを出す人も、ごみ減量に努力している人も負担は同じということになり、ごみ減量に努めている人にとっては不公平感があるため、その公平化を確保するため。
- ・住民登録地と実際の居住地が異なる等の理由により、納税していない地方公共団体の一般廃棄物処理のサービスを受けるという不公平も懸念される。排出量に応じて手数料を徴収する有料化を導入することで、より費用負担の公平性が確保できるため。

(3) 住民意識の向上

- ・有料化により、ごみになるものを家庭に持ち込まない、無駄にならない購入を心掛けるといったライフスタイルの見直しの契機としたいため。

(4) ごみ処理の各種施策への活用

- ・有料化により得るごみ処分手数料は、ごみ処理費用の一部としてリサイクルやごみ減量施策等への有効活用をしたいため。

■参考

・国の基本方針

廃棄物処理法に基づく「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」の中で、国全体の施策の方針として一般廃棄物処理の有料化を推進することを明確化している。

国の方針

「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（一部抜粋）

三 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策を推進するための基本的事項

2 国民、事業所、地方公共団体及び国の役割

(3) 地方公共団体の役割

……経済的インセンティブを活用した一般廃棄物の排出抑制や再使用、再生利用の推進、排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革を進めるため、一般廃棄物処理の有料化の推進を図るべきである。

・南三陸町一般廃棄物処理基本計画 28 ページ

⑧指定ごみ専用袋制の継続及びごみ有料化の検討